定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社東祥と称し、英文では、TOSHO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 宅地建物取引業
 - 2. 不動産賃貸業
 - 3. 建築工事及び設備工事並びに土木工事業
 - 4. 造園工事業
 - 5. 土地の造成及び開発並びに宅地造成、分譲
 - 6. 建具・家具・什器・ユニットバス・キッチン・トイレ等の住宅設備機器の販売
 - 7. インテリアコーディネイト業務
 - 8. 建築設計事務所の経営
 - 9. 損害保険代理店業
 - 10. 金融業
 - 11. ゴルフ会員権の売買
 - 12. ゴルフ練習場の経営
 - 13. 飲食店業
 - 14. スポーツクラブの経営
 - 15. ホテルの経営
 - 16. 有料老人ホームの経営
 - 17. 温泉施設、浴場施設の経営
 - 18. カラオケ施設の経営
 - 19. カルチャー教室の経営
 - 20. 上記に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を愛知県安城市に置く。

(公告方法)

- 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、76,630,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第7条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

- 第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は、記録された議決権を有する 株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができ る株主とする。
 - 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、 その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役 社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた 順序により、他の取締役が招集する。
 - 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を 行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議 決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結のときまでとする。

(代表取締役)

- 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長又は社長が招集し、議長となる。取締役会長又は社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意 した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。た だし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、 議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名す る。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法 第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額 から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は社外取締役との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

- 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結のときまでとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法 第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額 から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出 席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役 会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第41条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結のときまでとする。
 - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令 に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3. 前2項ほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないと きは、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。